

# プレミアム付デジタル商品券「鬼まちペイ」 購入申込書

【申込期限】5月20日（月）まで※当日消印有効

鬼まちペイ発行事業実行委員会 会長 様

【申込日 令和 6 年 月 日】

## 1. 申込者情報


フリガナ		〒	-
世帯主 氏名		世帯主 住所	
日中連絡可能な 電話番号		E-Mail (任意)	

※こちらの住所に購入引換券を送付いたします

※1 上記の住所に購入引換券を送付しますので、記載間違いのないようにしてください。

※2 申込内容について、確認のためご連絡することがあります。日中連絡がとれる電話番号を必ず記入してください。

## 2. 申込内容

<b>(1) 区分情報</b>		<b>原則として、申込後の変更は出来ません！！</b>	
鬼まちペイ 区分 ※どちらかひとつを 選択してください	<input type="checkbox"/> デジタル券 <input type="checkbox"/> 紙券	<b>使用にはスマートフォン及び登録用のメールアドレスが必要です！！</b> 購入後、デジタル券に印字の二次元コードをスマートフォンで読み取り、専用のアプリケーションに鬼まちペイが入金され、使用できるようになります。 <b>・紙券使用者のスマートフォン操作はありません！（プリペイドカードのように使えます）</b> <b>・紙券が使用可能な店舗でのみ使用可能</b> です。 会計時に、紙券を登録店舗に提示することで、使用することができます。（読み取りは店舗側が行います。）	
鬼まちペイ イメージ	デジタル 券 紙券	 このコードを読み取り、専用アプリに チャージして支払いを行います <b>注意！</b> 「デジタル券」、「紙券」どちらも二次元コードを スマートフォンで読み取り、支払いをするものです。 <b>従来の1,000円券や500円券 ではありません！！！！</b>	

<b>(2) 購入者情報</b>	利用する店舗側がこのコードを読み取り、支払いを行います	1人10口まで！
------------------	-----------------------------	----------

フリガナ 氏名	生年月日	購入 希望口数	フリガナ 氏名	生年月日	購入 希望口数
1	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 4		大正・昭和・平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/>
2	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 5		大正・昭和・平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/>
3	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 6		大正・昭和・平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/>

※この申請書に記載された個人情報については、本事業の目的以外には使用しません。  
※申請者を含め、申請者を含め、購入を申し込む方全員の情報を記載してください！！

合計口数

<b>購入希望期間・場所</b>	6月10日（月）～6月16日（日） 6月10日（月）～6月11日（火）	<b>【提出先・問い合わせ先】</b>
希望する番号 <b>いずれか1つ</b> に ○をつけてください	1. イオン登別店 2. ホームストア アーニス店 3. コープさっぽろ しがいースト店 4. ホームストア 幌別店 5. 観光交流センター ヌブル	鬼まちペイ発行事業実行委員会 事務局 〒059-0012 登別市中央町4丁目11番地 アーニス2階 登別市観光経済部内 電話：0143-85-2171

### 【同意事項】

- 申込日時点において、申込者全員が登別市民である。
- 申込内容に不備があり、令和6年5月24日(金)までに連絡がつかない場合、購入権利を失効する。
- 申込内容に基づき送付した鬼まちペイの購入引換券が事務局に返送され、かつ、令和6年6月14日(金)までに申込者と連絡がつかない場合、購入権利は失効する。
- 申込内容に虚偽の事実があったと判明した場合、鬼まちペイの購入及び使用の権利は失効する。

### 【鬼まちペイの使用制限等】

(1) 鬼まちペイは、以下の内容に使用することができません。

- |   |                           |
|---|---------------------------|
| ①土地や家屋の購入、家賃・地代及び駐車料等の不動産の支払い                   | ②出資や金融商品など有価証券等の購入        |
| ③商品券やビール券等、切手、郵便はがき、印紙、プリペイドカード等換金性の高いものの購入     | ④現金との換金、金融機関への預け入れ及び債務の返済 |
| ④たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入                   | ⑤現金との換金、金融機関への預け入れ及び債務の返済 |
| ⑥風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業に係る支払い           | ⑦宝くじ、勝馬投票券等の購入や賭博行為       |
| ⑦事業活動に伴って使用する原材料、機器類、仕入れ商品等の購入                  | ⑧宝くじ、勝馬投票券等の購入や賭博行為       |
| ⑨特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの                    |                           |
| ⑩税金や国民健康保険料、水道料金など国や地方公共団体への支払い（ごみ袋、ゴミ処理券などを含む） |                           |
| ⑪病院代、保険調剤の支払い                                   | ⑫保育料や月謝、報酬等の支払い           |
| ⑬登録店舗が指定する一部の商品の購入やサービスの提供による支払い                | ⑭その他、実行委員会が指定するもの         |

(2) 鬼まちペイの盗難、紛失又は滅失等に対し、実行委員会はその責任を負いません。 (3) 鬼まちペイの返品及び換金はできません。

(4) 有効期間以外のご利用はできません。